船積み港
Port of loading：……
船積み貨物の品名
Bulk cargo shipping name：……
試料を採取するための手順及び方法に係る参照部分
Reference of the procedure for sampling：……
水分を測定するための手順及び方法に係る参照部分
Reference of the procedure for testing：……
液状化物質を管理するための手順及び方法に係る参照部分
Reference of the procedure for controlling moisture content：……
この承認の基準となる審査日
Date of initial／renewal verification on which this approval is based：……
上記に記載した手順書が特殊貨物船舶運送規則第16条の３の規定に適合していることを承認する。
This is to approve the procedures mentioned above and that they have been verified in accordance with the MSC. 1／Circ. 1454.
特記事項
Specific remarks：……
この承認書は、特殊貨物船舶運送規則第16条の３の規定に基づき……まで効力を有する。
This approval is valid until ……subject to verifications in accordance with MSC. 1／Circ. 1454.
……において交付した。
（承認書の交付の場所）
Issued at：……
（Place of issue of certificate）
……
（交付の日）
……
（Date of issue）

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長（印章）
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次の三項を加える。

２　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二から第一条の三まで、第一条の四第一項、第十五条の二から第十五条の三まで、第十五条の四から第十五条の十まで、第三十二条、第三十三条第三項及び第九項（同条第三項に係る部分に限る。）並びに第三十三条の二の規定は、前項の規定により危険物をばら積みして運送する場合に、これを準用する。この場合において、同令第十五条の五の二中「第十五条の三の二各号の積載方法」とあるのは、「告示で定める積載方法」と読み替える。

３　特殊貨物船舶運送規則第十六条から第二十七条まで、第三十三条第五項から第九項（同条第五項から第八項までに係る部分に限る。）までの規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の液状化物質に該当するものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。

４　特殊貨物船舶運送規則第二十八条の規定は、第一項の規定による危険物であつて、同令第一条の二の二第四号の固体化学物質に該当するものをばら積みして運送する場合に、これを準用する。

第二十一条第二項中「特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）」を「特殊貨物船舶運送規則」に改める。

第三百九十二条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第十七条第一項又は第十八条の規定に違反したとき。

四　第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第二十五条第一項の検査を受けず、又は検査に合格しないで船舶に液状化物質をばら積みして運送したとき。

第三百九十三条中「第三十八条第二項」の下に「又は第十三条第三項において準用する特殊貨物船舶運送規則第十七条第六項若しくは第二十五条第四項」を加える。

第三百九十四条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十三条第二項の規定において準用する特殊貨物船舶運送規則第一条の二の二若しくは第十五条の三、第十三条第三項の規定において準用する同令第十六条の二又は第十三条第四項の規定において準用する同令第二十八条の規定に違反して、資料を船長に提出せず、又は虚偽の記載のあるこれらの資料を船長に提出したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第三項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日に現に運送のため船舶に積載されている液状化物質については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の特殊貨物船舶運送規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　施行日に現に運送のため船舶に積載されている危険物については、当該運送が終了するまでは、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　地方運輸局長（この省令による改正前の特殊貨物船舶運送規則第一条の二に規定する地方運輸局長をいう。以下同じ。）は、施行日前においても、新規則第十六条の三第一項の規定による承認に相当する承認（以下「相当承認」という。）を行うことができる。

４　地方運輸局長は、前項の相当承認をしたときは、当該相当承認を受けた者に対し、新規則第十六条の三第四項の水分管理手順書承認書に相当する承認書（以下「相当承認書」という。）を交付する。

５　前項の規定により交付した相当承認書は、施行日以後は新規則第十六条の三第四項の規定により交付された水分管理手順書承認書とみなす。この場合において、当該承認書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

６　新規則第三十三条第五項及び第九項の規定は、第四項の相当承認書の交付について準用する。この場合において、新規則第三十三条第五項中「承認」とあるのは「相当承認」と、読み替えるものとする。

７　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。